

紀美野町第4回定例会会議録

令和3年11月30日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和3年11月30日（火）午前9時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 議案第 86号 令和2年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について
(委員長報告)
- 第 5 議案第 87号 令和2年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 第 6 議案第 88号 令和2年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 第 7 議案第 89号 令和2年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 第 8 議案第 90号 令和2年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 第 9 議案第 91号 令和2年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 第10 議案第 92号 令和2年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 第11 議案第 93号 令和2年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (委員長報告)
- 第12 議案第 94号 令和2年度紀美野町西部簡易水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について (委員長報告)
- 第13 質問第 6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて
- 第14 議案第104号 紀美野町再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例の制定について
- 第15 議案第108号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 第16 議案第109号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第110号 紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第111号 紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第113号 令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について
- 第20 議案第114号 令和3年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第21 議案第115号 令和3年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第116号 副町長の選任の同意について
- 第23 議案第105号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第106号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について
- 第25 議案第107号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第112号 工事請負契約の締結について

○会議に付した事件

日程第1から日程第26まで

○議員定数 12名

○出席議員	議席番号	氏名
	1番	桐山 尚己君
	2番	廣瀬 隆一君
	3番	藤井 基彰君
	4番	上柏 院亮君
	5番	七良浴 光君
	6番	田代 哲郎君
	8番	北道 勝彦君
	9番	向井中 洋二君

10番 美野勝男君
11番 美濃良和君
12番 伊都堅仁君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	小川裕康君
教育長	東中啓吉君
消防長	家日本宏君
総務課長	坂詳吾君
企画管財課長	中前貴康君
住民課長	東浦功三君
税務課長	坂昌美君
保健福祉課長	森谷善彦君
産業課長	吉見將人君
建設課長	米田和弘君
教育次長	曲里充司君
会計管理者	太田具文君
水道課長	長生正信君
まちづくり課長	湯上増巳君
美里支所長	(湯上増巳)君
代表監査委員	菊本邦夫君

○欠席したもの

なし

○出席事務局職員

事務局長 井戸向 朋紀君
事務局書記 西本貴哉君

開会

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和3年第4回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（伊都堅仁君） これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、9番、向井中洋二君、10番、美野勝男君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長から調査結果の報告を願います。

議会運営委員長、向井中洋二君。

（議会運営委員長 向井中洋二君 登壇）

○議会運営委員長（向井中洋二君） おはようございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る11月25日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日から12月20日までの21日間とし、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 向井中洋二君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から12月20日までの21日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から 12月20日までの21日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（伊都堅仁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告が提出されております。お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

次に、本日までに受理した請願は、お手元にお配りしました請願文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託しましたので報告します。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、小川君。

（町長 小川裕康君 登壇）

○町長（小川裕康君） 皆さん、おはようございます。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、紀美野町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位をはじめ関係者の皆様方には、御多忙中にもかかわりませず、御出席を賜り、開会の運びとなりましたこと、誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

初めに、私は9月16日に初登庁させていただいてから2か月半が経過いたしました。議員の皆様から温かい御指導いただきながら、一步ずつ前へ進んでいきたいと思っております。

さて、国内では去る10月31日に執行された衆議院議員総選挙を経て、11月10日に第2次岸田内閣が発足いたしました。11月19日には、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策が閣議決定され、さらに11月26日には、経済対策を盛り込んだ歳出総額35兆9,895億円という過去最大の補正予算案が閣議決定されました。町といたしましてはその補正予算を十分活用すべく現在対策を検討しているところであります。

さて、新型コロナウイルス感染症は国内では少し落ち着きを見せており、和歌山県内では感染者ゼロの日も増えておりますが、一方、ヨーロッパでは過去最大の感染者数の国もあり、再拡大している状況であります。さらに、新たに南アフリカ発の変異ウイルス「オミクロン株」が急拡大し、世界16の国と地域で感染が確認されたことから、政

府は世界の全ての国や地域を対象に本日 11月 30 日から外国人の新規入国を原則停止しました。町といたしましても気を緩めることなく、感染対策の徹底を町民の方々にお願いしていかなければならぬと思っております。

当町では、町民の皆さんの御協力により 2 回目のワクチン接種状況は 65 歳以上の方で 93.6%、12 歳から 64 歳の方で 82.3%、全体では 88% の方々が 2 回目の接種を終えていただいておりますが、今般、国から示されている 3 回目のワクチン接種に係る関連予算を今回の補正予算に計上させていただいております。

次に、空席でありました副町長の選任の同意について、本日上程させていただきますのでどうか御同意賜りますようよろしくお願ひいたします。

また、消防庁舎移転新築事業についてであります、昨年度 4 回の庁舎建設検討委員会を開催していただきました。そして、令和 3 年 2 月 22 日付で建設検討委員会からいただいた答申では候補地を 4 か所選定したので、今後は町当局で住民サービスに資する場所で建設されるようにとのことでございました。町では、熟慮に熟慮を重ね 4 か所の一つである下佐々福祉センター西側付近を選定したことを 10 月 29 日に開催された第 5 回目の検討委員会へ報告したところであります。詳細な測量を実施するために地権者に立ち入りの承諾をいただきましたので、今後鋭意進めてまいりたいと考えております。

また、私は子育て支援県下一を目指すと申してまいりました。その一つとして、お母さん方から大変要望の多かったファミリーサポートセンターの令和 4 年度開設を目指してこれから準備を進めてまいりたいと思っております。

また、国が提唱している DX (デジタルトランスフォーメーション) を強く推進していくためにできるだけ早く DX 推進室を立ち上げたいと、このようにも考えております。

また、去る 10 月 25 日、26 日の 2 日間の日程で棚田サミットが当町で開催されました。25 日には文化センターで「棚田・段々畑を核とした地域活性化シンポジウム」が開催され、県下各地から 203 名が参加されました。翌 26 日には小川地区の「中田の棚田」の現地見学会には 58 名の方々が参加されました。この 2 日間の棚田サミットにより中田地区の棚田再生プロジェクトが県下全域に認知されたものと思っております。

また、10 月 30 日から 11 月 21 日までの 23 日間で開催されました「紀の国わかやま文化祭 2021」に参加する形で、紀美野町では 10 月 30 日から 11 月 1 日にかけて、2 年振りに紀美野町文化祭を開催することができました。多くの方々に御覧いただき、盛況のうちに終了することができたものであります。これからも新型コロナウイ

ルスの感染状況を注視しながら、感染対策を徹底し、可能な範囲で行事やイベントを開してまいりたいと考えております。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第104号から議案第116号までの13件と諮問第6号の1件であります。

紀美野町再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例の制定についての案件及び条例の一部を改正する案件が7件、工事請負契約の締結についての案件が1件、令和3年度紀美野町一般会計並びに特別会計の補正予算に係る案件が3件、副町長の選任の同意についての案件が1件、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての案件が1件でございます。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御可決いただきますようよろしくお願い申し上げまして、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長 小川裕康君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 次に、一般質問の通告書は、12月1日、午後2時までに提出願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

- ◎日程第 4 議案第86号 令和2年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第 5 議案第87号 令和2年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第 6 議案第88号 令和2年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第 7 議案第89号 令和2年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第 8 議案第90号 令和2年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第 9 議案第91号 令和2年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第10 議案第92号 令和2年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第11 議案第93号 令和2年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計歳入歳出決

算の認定について

○日程第12 議案第94号 令和2年度紀美野町西部簡易水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第4、議案第86号、令和2年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第12、議案第94号、令和2年度紀美野町西部簡易水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてまで、9議案を一括議題とします。

本決算の認定について、委員長から審査経過及び結果を報告願います。

決算審査特別委員会委員長、美野勝男君。

（決算審査特別委員長 美野勝男君 登壇）

○決算審査特別委員長（美野勝男君） さきの定例会における10月5日の本会議において、決算審査特別委員会に審査付託されました議案第86号から議案第94号までの令和2年度各会計決算関係9議案につきまして、去る11月5日及び9日の2日間にわたり慎重に審査を行いました。

審査の経過については、議長、監査委員を除く全員で構成された特別委員会であることから、詳細は省略させていただきます。

結果といたしましては、議案第86号及び第89号の2件については賛成多数をもって、また、議案第87号、第88号及び第90号から第93号までの6件については全会一致をもっていざれも認定すべきものと決し、議案第94号については、全会一致をもって可決及び認定すべきものと決しました。

今後、さらに厳しい行財政環境が続くことが想定される中、執行部におかれましては、本年度予算の適正な執行と令和4年度の予算編成に取り組んでいただきますよう要望し、報告を終わります。

（決算審査特別委員長 美野勝男君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） これから、議案第86号から議案第94号まで、委員長に対する一括質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第86号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

6番、田代哲郎君。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番(田代哲郎君) おはようございます。

議案第86号、一般会計の決算認定について反対討論を行います。

この決算の認定に反対する最も主な理由は、例年のように県防衛協会に1万5,000円が支出されていることです。

全国防衛協会連合会が7月に防衛省に提出した防衛問題に関する要望書では、国防に関する記述が欠落している憲法をできるだけ速やかに改正して、国防の中核たる自衛隊の位置づけを明確化することを要望しますと憲法の改正を要望しています。防衛協会は民間の団体ですから、政府に憲法の改正を求めるることは自由です。

しかし、憲法第99条は、天皇(または摂政)及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負うとなっています。したがって、憲法の改正を唱える団体への補助は憲法に反しています。

また、歳入の総務費国庫委託金に、自衛官募集事務委託金2万円が計上されています。

今の自衛隊は災害救助と専守防衛に携わるだけではなく、安全保障法制の下で、海外の戦地派遣されることがないとは言い切れません。したがって、本決算にほかに問題は見当たりませんが、こうした理由で一般会計の決算認定に反対いたします。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから、議案第86号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第86号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第86号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第87号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第87号を採決します。

議案第87号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第88号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第88号を採決します。

議案第88号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第89号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

6番、田代哲郎君。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番(田代哲郎君) 議案第89号、令和2年度後期高齢者医療特別会計決算認定に反対します。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人だけを切り離し、別勘定にし、医療費が増えれば増えるほど負担が増える痛みを高齢者に自覚させるところに根本的な問題があります。

制度発足当初から、命に年齢で差別を持ち込み、高齢者の尊厳を著しく傷つけるものであるとして、制度の廃止を求めてきました。制度発足以来、多くの高齢者が不服審査請求を提出し、陳情を重ねています。

75歳以上の人口と医療費が増えれば増えるほど、保険料にはね返る仕掛けになっており、まさに高齢者は早く死ねと言わんばかりの仕組みです。

社会保障の一体改悪で年金は下がり続けています。介護保険料などとともに負担増は幾重にも重なる中で、高齢者の皆さんは不安の中で暮らしています。長生きすることが許されないとでもいうような高齢者への仕打ちは余りにも非情であり、孤立し、介護殺人という悲しい事件も後を絶たない実情です。

高齢者の人権と尊厳が大切にされることを願ってやみません。

したがって、制度の廃止を求める立場から、令和2年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に反対いたします。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) これで討論を終わります。

これから、議案第89号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第89号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第89号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第90号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第90号を採決します。

議案第90号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第91号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第91号を採決します。

議案第91号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第92号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第92号を採決します。

議案第92号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第93号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第93号を採決します。

議案第93号に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第94号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第94号を採決します。

議案第94号に対する委員長報告は可決及び認定とするものです。

委員長報告のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は委員長報告のとおり可決及び認定とすることに決定しました。

◎日程第13 諒問第6号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

○議長（伊都堅仁君） 日程第13、諒問第6号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについて議題とします。

説明を求めます。町長、小川君。

(町長 小川裕康君 登壇)

○町長（小川裕康君） それでは、別冊の諒問事項を御覧いただきたいと思います。

諒問第6号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについて。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

令和3年11月30日提出 紀美野町長 小川裕康

氏名は、湯上章夫、生年月日は昭和35年4月2日生まれです。

住所は、紀美野町下佐々862番地1でございます。

提案理由でございますが、令和4年6月30日をもって任期が満了となるため、引き続き委員候補者として推薦を行うものであります。

湯上氏は、令和元年7月1日、法務大臣より人権擁護委員を委嘱され、その後現在まで人権の大切さを知ってもらえるよう積極的な活動を行っていただいております。今後も今まで以上の活躍が期待できる人物と考えておりますので、どうか御了承、御承認いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

(町長 小川裕康君 降壇)

◎日程第14 議案第104号 紀美野町再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例の制定について

◎日程第15 議案第108号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第14、議案第104号、紀美野町再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例の制定について及び日程第15、議案第1

08号、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を求めます。住民課長、東浦君。

(住民課長 東浦功三君 登壇)

○住民課長（東浦功三君） それでは、私のほうから議案第104号の説明をさせていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第104号、紀美野町再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例の制定について。

紀美野町再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出 紀美野町長 小川裕康
提案理由でございます。

太陽光及び風力による再生可能エネルギー発電事業と地域との調和、並びに自然環境の維持を図るため、紀美野町再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例を制定するものでございます。

再生可能エネルギーによる発電は、発電時に温室効果ガスを排出せず、脱炭素社会の実現には欠かせないカーボンゼロエネルギーとして推進されております。

しかし一方では、自然環境、生活環境、景観等に及ぼす影響や災害の発生が危惧されており、紀美野町内におきましても、風力発電事業、太陽光発電事業において、住民の皆様が不安や戸惑いを感じられた事案がございました。

また、規模によっては、環境影響評価法や都道府県条例に適用されず、事前に近隣住民等に説明が行われないまま事業が実施され、地域住民とのトラブルが全国的にも多く見受けられます。

このようなことから今後増加すると思われます再生可能エネルギー発電事業のうち、環境影響評価法や県条例の対象とならない50キロ未満の太陽光発電事業及び7,500キロワット未満の風力発電事業について、自然環境、生活環境、景観等への配慮及び災害防止措置を義務づけるほか、事業計画に関する町との事前協議義務、説明会の開催等、地域住民の理解を深める取組をする義務、町への事業計画の届出義務、工事着手及び完了の報告義務、発電事業終了時の廃止届出義務及び廃止届出後の適正な設備の解体、撤去、廃棄措置を実施すること等を規定する条例を制定し、令和4年1月1日からの施

行を提案するものでございます。

それでは、議案書の2ページを御覧ください。

第1条は、この条例の趣旨、目的を規定しております。

第2条は、本文中の用語の定義を規定しております。

第3条は、50キロワット未満の太陽光発電事業及び7,500キロワット未満の風力発電事業が、本条例の適用事業である旨の規定でございます。

次のページをお願いします。

第4条は、町の責務について、第5条は、この条例に定める手続の実施について、町民の皆様の協力をお願いする規定でございます。

第6条は、事業者の責務について、第7条は、土地所有者等の責務についての規定でございます。

第8条は、事業者は事業計画について町と事前協議をしなければならない旨の規定でございます。

第9条では、事業者に対し、事業区域の近隣住民への説明義務を規定しております。

第10条は、次のページ上段にわたり、近隣住民への説明会を開催した上で、着工の30日前までに町へ事業計画を届出することについて規定しております。

第11条は、届出のあった事業計画の内容を町は公表する旨の規定でございます。

第12条、第13条は、それぞれ着手届、完了報告届の提出に関する規定でございます。

第14条は、事業計画に一定の変更があった場合、町との再協議及び近隣住民への再度の説明義務に関する規定でございます。

第15条は、発電事業を終了した時点において、町への廃止届の提出及び設備の適切な解体、撤去、廃棄についての規定でございます。

第16条は、町は事業者に対し、事業に関して報告徴収及び立入検査ができる旨を、第17条では、町は事業者に対し必要な指導及び助言を行う旨の規定でございます。

次のページをお願いします。

第18条は、事業者が事業計画に沿って事業をしない場合や必要な届出、報告をせず、または虚偽の届出、報告をした場合、または正当な理由なく立入検査を拒み、妨げた場合等、町は事業者に対して勧告できる旨を規定しております。

第19条では、事業者が前条の勧告に従わなかった場合、その旨を町は公表できるこ

と、またその内容を国及び県に情報提供できる旨を規定しております。

第20条は規則への委任規定でございます。

附則といたしまして、第1項では施行期日を、第2項では経過措置を規定しております。

議案第104号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第108号の説明をさせていただきます。

議案書の15ページを御覧ください。

議案第108号、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出 紀美野町長 小川裕康
提案理由でございます。

産科医療補償制度が見直されることを踏まえ、出産育児一時金の支給総額について、42万円を維持するために、紀美野町国民健康保険条例の改正を行うものでございます。

16ページを御覧ください。

紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

紀美野町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は次の表中下線の部分であります。

第7条中、出産育児一時金分40万4,000円を40万8,000円、また、産科医療補償制度掛金分1万6,000円を1万2,000円に改めまして、現行どおり支給総額42万円を維持するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年1月1日から施行することとしております。

以上、議案第108号、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明いたします。どうかよろしくお願ひいたします。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

◎日程第16 議案第109号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第16、議案第109号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。税務課長、坂君。

(税務課長 坂 昌美君 登壇)

○税務課長 (坂 昌美君) それでは、私からは、議案第109号について説明させていただきます。

議案書の17ページをお開きください。

議案第109号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出 紀美野町長 小川裕康
提案理由でございます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布されたことに伴い、紀美野町国民健康保険税条例を改正する必要が生じたためでございます。

次の18ページを御覧ください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は次の表中、下線の部分である。

今回の改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正及び地方税法施行令の一部改正に伴うものでございまして、国民健康保険加入世帯の未就学児に対し、国民健康保険の均等割保険税について、その5割を軽減する措置の導入に対応するための規定を整備する改正でございます。

第3条から第5条は、国民健康保険の所得割、資産割、均等割の各保険税の規定を明確化するため「基礎課税額の」の文言を加える改正でございます。

18ページ下段から19ページにかけての第5条の2は、平等割保険税の規定の明確化と国民健康保険加入世帯の未就学児に対する国民健康保険税の減額措置の規定が新設されたことに伴う文言の改正でございます。

19ページ下段の第6条は不要な文言を削除する改正でございます。

次に20ページを御覧ください。

20ページ上段の第13条は、納税義務の発生・消滅等に伴う賦課額の変更についての規定で、法律・政令改正に合わせた文言の改正でございます。

次に、20ページ中段から23ページ中段にかけまして、第23条は、低所得者に対する税額の減額措置の規定で、第1項は未就学児に対する均等割保険税の減額についての規定が第2項として新設されたことに伴う文言の改正及び前の第3条から第5条までと同様に保険税の規定を明確化するため、文言の追加による改正でございます。

次に、23ページ中段から24ページを御覧ください。

第23条第2項は、国民健康保険加入世帯の未就学児に対する国民健康保険の均等割保険税の軽減措置についての規定の整備でございます。

第1号は、基礎課税額、いわゆる医療費分でございまして、第2号は、後期高齢者支援金等課税額となっておりまして、それぞれの均等割の1人当たりの年間の軽減額についての規定でございます。

第1号については、7割軽減で、均等割額は1万9,950円、5割軽減で1万7,250円、2割軽減で1万3,800円、軽減なしで1万1,500円となります。

第2号の後期高齢者支援金等課税額の均等割額は、7割軽減で5,950円、5割軽減で5,250円、2割軽減で4,200円、軽減なしで3,500円となります。

次に、24ページ下段から25ページを御覧ください。

第23条の2は、特例対象被保険者等の税額の軽減措置についての規定で、未就学児に対する国民健康保険の均等割保険税の軽減措置の導入に伴う法改正に合わせた文言の改正でございます。

次に25ページ中段から34ページの中段までの附則3項から5項及び7項から14項につきましては、国民健康保険税を算出する際、地方税法の総所得金額及び山林所得金額を使用しますが、地方税法の課税の特例も準じて適用することを規定したものでございます。今回の法改正に合わせた規定の整備でございます。

34ページの附則でございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行をするものでございます。

ただし、第5条の2第1号及び第13条第1項の改正規定、第23条の改正規定並びに第23条の2の改正規定並びに附則第3項から第5号まで及び第7項から第14項までの改正規定並びに次条の規定は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

適用区分につきましては、この条例による改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規

定は、令和4年度以降分の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上簡単でございますが、説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(税務課長 坂 昌美君 降壇)

◎日程第17 議案第110号 紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について

◎日程第18 議案第111号 紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第17、議案第110号、紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について及び日程第18、議案第111号、紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について一括議題とします。

説明を求めます。産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見將人君 登壇)

○産業課長（吉見將人君） おはようございます。

それでは、35ページをお開きください。

議案第110号、紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について。

紀美野町公衆便所条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出 紀美野町長 小川裕康
提案理由でございますが、三尾川地区と毛原宮の公衆便所は、長期間ほとんど使用されていませんでしたので、6月補正において撤去の予算をお認めいただき、このたび撤去が完了しましたので、公衆便所の廃止について提案させていただくものでございます。

次の36ページをお開きください。

紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例。

紀美野町公衆便所条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は次の表中太線の部分であるとしてございまして、別表を改めるものでございます。

内容につきましては、現行欄の表題より下3行目の三尾川公衆便所及び6行目の毛原宮公衆便所を廃止するものでございます。

次に、37ページをお開きください。

附則でございます。

この条例は公布の日から施行するとしてございます。

以上、簡単ではございますが、紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

続きまして、38ページをお開きください。

議案第111号、紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例について。

紀美野町山の家おいし条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございますが、生石高原のオートキャンプ場は、アウトドアブームによる利用者の増加と近年のテントの巨大化、アウトドアグッズの多様化による利用者のニーズに対応するため、1区画当たりの面積を広げるとともに、地面が硬く、ペグが立たないといった状況を解消するため、現在改修工事中でございます。

リニューアルオープンは来年4月1日を予定しておりますが、現在、当キャンプ場は県内のキャンプ場と比較しまして、非常に低い料金でございますので、今回、料金改定を提案させていただくものでございます。

それでは、39ページ及び40ページをお開きください。

紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例。

紀美野町山の家おいし条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は次の表中下線又は太線の部分である。

まず、第8条及び第9条についてですが、こちらは文言の訂正でございます。

これは、地方自治法第225条で、地方公共団体は、公の施設の利用について使用料を徴収することができるとされてございますので、利用料という文言を使用料に訂正するものでございます。

続きまして、第10条第6項及び第7項は、指定管理者が徴収する利用料金について定めるものでございます。

地方自治法第244条の2第8項に、指定管理者は利用料を徴収することができるとされており、条例によって上限を定め、指定管理者が利用料金を徴収するための所要の改正を行うものでございます。

次に、別表の改正でございますが、こちらは料金を定めるものでございます。

これまでキャンプ場サイトの面積によって3種類に分類してございました。今回の工事の改修によりまして、約56平米の大区画と約16平米の小区画の2種類に分類し、改修しているところでございます。

料金についてですが、大区画のキャンプを2,090円から6,600円に、デイキャンプを1,040円から3,300円に、小区画のキャンプを520円から2,200円に、小区画のデイキャンプを310円から1,100円にそれぞれ改正するものでございます。

なお、今回の料金につきましては、県内10か所のキャンプ場を参考に調べてございまして、大人2名、小学生の子供2名、コンセントなしの想定で料金を調べましたところ、一番安価な施設は生石高原の2,090円でございまして、一番高いところですと串本の大島にあるキャンプ場で、トップシーズンであれば1万9,800円となってございます。

近隣ですと、紀の川市の細野キャンプ場が6,580円、加太のオートキャンプ場で5,780円であり、10か所のキャンプ場の標準シーズンの利用料金を平均しますと5,860円でございました。今回、これらを参考として設定させていただいてございます。

なお、今回の改正による料金につきましては、指定管理者が徴収する場合は、この改正料金を条件として、町長の承認において、利用料金を徴収することができるとされてございますので、お客様の多いハイシーズンの休日につきましては料金は高めで、お客様の少ないシーズンにつきましては料金を低く設定するなど、料金を時期と休日によって幅を持たせることができます。

次に、利用時間についてですが、キャンプとデイキャンプの利用時間の一部が重複してございましたので、今回これを解消するものでございます。

次に、41ページをお開きください。

附則でございます。

この条例は、令和4年4月1日より施行するとしてございます。

以上、簡単ではございますが、紀美野町山の家おいし条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

(産業課長 吉見將人君 降壇)

◎日程第19 議案第113号 令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について

て

○議長（伊都堅仁君）　　日程第19、議案第113号、令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について議題とします。

説明を求めます。総務課長、坂君。

（総務課長　坂　詳吾君　登壇）

○総務課長（坂　詳吾君）　　それでは、議案書の44ページをお開きください。

議案第113号、令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）。

令和3年度紀美野町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,502万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億4,151万円とする。

第2項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条　地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表　繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条　債務負担行為の追加は、「第3表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条　地方債の変更は、「第4表　地方債補正」による。

令和3年11月30日提出　紀美野町長　小川裕康
予算に関する説明書に沿って説明させていただきます。

お配りしております補正予算説明資料も併せて御覧いただきたく存じます。

それでは、予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

15款国庫支出金、1項2目衛生費国庫負担金526万5,000円の増額補正で、
新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金でございます。

2項2目民生費国庫補助金161万7,000円の増額補正で、子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

3目衛生費国庫補助金252万6,000円の増額補正で、感染症予防事業費等補助

金80万6,000円と新型コロナワイルスワクチン接種体制確保事業費補助金172万円でございます。

16款県支出金、1項1目民生費県負担金254万円の減額補正で、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金の額の確定に伴うものでございます。

18款寄附金、1項2目ふるさとまちづくり応援寄附金で5,000万円の増額でございます。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金で2億9,163万6,000円の増額補正でございます。

3目ふるさとまちづくり応援基金繰入金450万円の増額補正で、防犯灯設置及び修理補助事業に充当するものでございます。

4ページにわたりまして、8目合併振興基金繰入金750万円の増額補正で、町道八幡線道路改良事業に充当するものでございます。

21款諸収入、4項1目雑入152万5,000円の増額補正で、中山間地域等直接支払交付金過年度返還金として1万8,000円、和歌山市六十谷水管橋破損に伴う応急給水活動求償金として150万7,000円をそれぞれ計上してございます。

22款町債、1項5目土木債300万円の増額補正で、坂の谷川改修事業に緊急自然災害防止対策事業債を充当するものでございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の5ページをお開きください。

2款総務費、1項1目一般管理費201万3,000円の増額補正で、役場本庁舎の浄化槽ろ過・排水ポンプ配管修繕73万1,000円及び本庁舎前駐車場グレーチング蓋取替費用として128万2,000円を計上してございます。

5目企画費2,865万5,000円の増額補正でございます。

7節報償費、11節役務費、12節委託料、13節使用料及び賃借料は、ふるさと納税に係る経費で、寄附件数の大幅増によるものでございます。

9目交通安全対策費539万3,000円の増額補正で、14節工事請負費で、道路反射鏡設置工事費89万3,000円、18節負担金、補助及び交付金で、防犯灯設置及び修理補助金として150件分、450万円を計上してございます。

11目防災諸費169万円の増額補正で、和歌山市六十谷水管橋破損に伴う応急給水

活動として支給しました給水袋の補充のため、給水袋を購入するものでございます。

3款民生費、1項2目国民年金事務費44万円の増額補正で、国民年金法施行規則改正に伴う電算システム改修委託料でございます。

13目後期高齢者医療費1,131万2,000円の減額補正で、後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額でございます。

6ページに移りまして、2項7目児童手当費161万7,000円の増額補正で、それぞれ児童手当制度の改正により必要な各種経費を計上してございます。

4款衛生費、1項3目新型コロナウイルス感染症予防接種事業費698万5,000円の増額補正で、3回目の接種に係る関連経費をそれぞれ計上してございます。

6目成人保健対策費187万円の増額補正で、健康管理システム改修委託料を計上してございます。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費1万4,000円の増額補正で、中山間地域等直接支払交付金事業費過年度返還金でございます。

4目耕地総務費38万9,000円の増額補正で、佐々の井水路改修事業補助金でございます。

7ページに移りまして、5目農業用施設維持費200万円の増額補正で、福井地区水路補修工事等に係る経費を計上してございます。

2項2目林道維持費200万円の増額補正で、林道毛原勝谷線補修工事等に係る経費を計上してございます。

6款商工費、1項2目観光費93万2,000円の増額補正で小西公衆便所男子便器移設工事費でございます。

7款土木費、2項2目道路橋りょう新設改良費1,050万円の増額補正で、町道八幡線道路改良工事測量設計業務委託料で750万円、坂の谷川改修工事費で300万円をそれぞれ計上してございます。

8ページにわたりまして、3項1目住宅管理費428万2,000円の増額補正で、町営住宅の修繕料で403万2,000円、町営住宅建替事業等移転補償金で1件分25万円をそれぞれ計上してございます。

9款教育費、1項3目教育諸費28万4,000円の増額補正で、FM式補聴器の購入費用でございます。

5項2目体育施設管理運営費146万4,000円の増額補正で、武道館及び志賀野

体育館の雨漏り等の修繕料を計上してございます。

11款公債費、1項1目元金2億5,581万3,000円の増額補正で、長期債の繰上償還分でございます。

12款諸支出金、1項8目ふるさとまちづくり応援基金費5,000万円を積み立てるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の47ページに戻っていただきたいと存じます。

第2表、繰越明許費でございます。

8款消防費、1項消防費、事業名は、消防団小型動力ポンプ積載車整備事業で、事業費は1,400万円でございます。

第3表、債務負担行為補正でございます。

別冊の議案参考資料の3ページの債務負担行為に係る説明資料も併せて御覧いただきたいと思います。

追加するものは、地上デジタル放送設備機器更新事業で、期間は令和4年度から令和5年度でありまして、限度額は令和4年度が1億648万円、令和5年度が6,040万1,000円でございます。

この事業につきましては、平成22年3月から稼働している地上デジタル放送再送信設備の機器更新事業で、稼働から10年以上が経過し、計画的に機器の更新を行う予定でしたが、コロナ禍により半導体不足となっており、機器等の納期に多くの日数を要することから、今回債務負担行為を設定し、早期に契約をし、事業着手を行いたいものでございます。

続きまして、第4表、地方債補正でございます。

変更するものは、一般単独事業債で、限度額を300万円増額の2億9,330万円にしてございます。

なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上、議案第113号、令和3年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

（総務課長 坂 詳吾君 降壇）

◎日程第20 議案第114号 令和3年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)について

◎日程第21 議案第115号 令和3年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第20、議案第114号、令和3年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について及び日程第21、議案第115号、令和3年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について一括議題とします。

説明を求めます。住民課長、東浦君。

（住民課長 東浦功三君 登壇）

○住民課長（東浦功三君） それでは、議案第114号から説明させていただきます。

議案書の48ページを御覧ください。

議案第114号、令和3年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。令和3年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,294万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月30日提出 紀美野町長 小川裕康

まず、歳出のほうから説明をいたします。

予算に関する説明書12ページを御覧ください。

説明資料のほうは、13ページでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、18節負担金、補助及び交付金2,500万円の増額補正でございます。

一般被保険者の療養給付費が当初の見込みより多くかかっており、不足が生じる見込みでございますので、増額補正をお願いするものでございます。

続いて、2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、18節負担金、補助及び交付金750万円の増額補正でございます。

これにつきましても当初の見込みより現時点で多くかかっており、不足が生じる見込

みでございますので、増額補正をお願いするものでございます。

それでは、予算に関する説明書の1ページ戻っていただいて、11ページを御覧ください。

説明書は12ページでございます。

歳入でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、1節普通交付金3,250万円の増額補正でございます。

歳出で計上しております増額分は、県から普通交付金が交付されますので、一般被保険者療養給付費分2,500万円、一般被保険者高額療養費分750万円、合わせて3,250万円の歳入を増額補正するものでございます。

以上、議案第114号の説明といたします。

続きまして、議案第115号の説明に移らせていただきます。

議案書の52ページを御覧ください。

議案第115号、令和3年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ338万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,394万7,000円とする。

第2項 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和3年11月30日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書15ページを御覧ください。

説明資料のほうは、14ページでございます。

歳入でございます。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金、2節保険基盤安定繰入金338万5,000円の減額補正でございます。

令和3年度の保険料軽減額が確定いたしまして、保険基盤安定制度負担金が減額になったことによるものでございます。

続いて、3節療養給付費繰入金792万7,000円の減額補正でございます。

これは次の5款諸収入、3項雑入、1目雑入、1節雑入において、過年度広域連合納付金返還金として792万7,000円が広域連合から返還されますので、その分、一般会計からの療養給付費繰入金を減額するものでございます。

説明書の16ページをお願いします。

説明資料のほうは、15ページでございます。

歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金、補助及び交付金338万5,000円の減額補正でございます。

保険基盤安定制度負担金が確定したことにより、後期高齢者医療広域連合納付金が減額されるものでございます。

以上、議案第115号の説明といたします。どうかよろしくお願ひいたします。

(住民課長 東浦功三君 降壇)

◎日程第22 議案第116号 副町長の選任の同意について

○議長（伊都堅仁君） 日程第22、議案第116号、副町長の選任の同意について議題とします。

説明を求めます。町長、小川君。

(町長 小川裕康君 登壇)

○町長（小川裕康君） それでは、別冊の議会議案を御覧ください。

議案第116号、副町長の選任の同意について。

下記の者を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める者の氏名は、細嶋康則。

生年月日は、昭和35年9月13日生まれ。

住所は、紀美野町小畠834番地16でございます。

2ページの参考資料を御覧ください。

略歴でありますが、氏は、昭和58年4月1日に野上町役場へ入庁し、平成20年4月1日に紀美野町役場総務課課長補佐、平成25年4月1日に住民課主幹、平成28年4月1日に総務課長、平成25年4月1日に参事、そして令和3年3月31日に定年退職され、令和3年4月1日から中央公民館長として勤務され、現在に至っております。

御審議の上、御同意いただきますようどうかよろしくお願ひ申し上げます。
以上です。

(町長 小川裕康君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） しばらく休憩します。

再開は、10時35分とします。

休憩

(午前10時20分)

再開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時35分)

◎日程第23 議案第105号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第23、議案第105号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長（坂 詳吾君） それでは、議案書の6ページをお開きください。

議案第105号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出 紀美野町長 小川裕康
提案理由でございます。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等について、期末手当の支給割合を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

次の7ページを御覧ください。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正。

第1条、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

第6条第2項中100分の165を100分の155に改めるものでございます。

これにつきましては、本年12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

次に、第2条、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。

なお改正部分は、次の表中下線の部分である。

第6条第2項中100分の155を100分の160に改めるものでございます。

これにつきましては、令和4年度以降において、6月期と12月期に支給する期末手当は同じ支給割合となる改正でございます。

この改正により、年間0.1か月分、期末手当が減ることとなります。

つまり、現行では期末手当は年間3.3か月分支給されておりますが、改正後は3.2か月分となります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第105号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第105号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第105号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第106号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第24、議案第106号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。総務課長、坂君。

（総務課長 坂 詳吾君 登壇）

○総務課長（坂 詳吾君） それでは、議案書の9ページをお開きください。

議案第106号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与について、期末手当の支給割合を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

次の10ページを御覧ください。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部改正。

第1条、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。
なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

第5条第1項ただし書中、100分の167.5を100分の157.5に改めるものでございます。

これにつきましては、本年12月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

次に、第2条、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

第5条第1項ただし書中、100分の157.5を100分の162.5に改めるもの

でございます。

これにつきましては、令和4年度以降において6月期と12月に支給される期末手当は同じ支給割合となる改正でございます。

この改正により、年間0.1か月分、期末手当が減ることとなります。

つまり、現行では期末手当は年間3.35か月分支給されておりますが、改正後は3.25か月分となります。

附則の内容につきましては、この条例は公布の日から施行する。

ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第106号の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第106号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第106号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第107号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第25、議案第107号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長（坂 詳吾君） それでは、議案書の12ページをお開きください。

議案第107号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員給与条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。

人事院及び和歌山県人事委員会の職員給与の改定に関する勧告との均衡を図るため、紀美野町職員給与条例の改正を行うものでございます。

次の13ページをお開きください。

紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例でございます。

紀美野町職員給与条例の一部改正。

第1条、紀美野町職員給与条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

期末手当について規定してございます紀美野町職員給与条例の第22条第2項中の改正につきましては、本年12月期の支給割合を再任用職員以外の職員については100分の127.5を100分の112.5に改めるものでございます。

また、第22条第3項中の改正につきましては、本年12月期の支給割合を再任用職員については100分の72.5を100分の62.5に改めるものでございます。

次に、第2条、紀美野町職員給与条例の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

期末手当について規定してございます紀美野町職員給与条例の第22条第2項中の100分の112.5を100分の120に改めるものでございます。

また、第22条第3項中の改正につきましては、再任用職員については100分の62.5を100分の67.5に改めるものでございます。

これにつきましては、令和4年度以降において、6月期と12月期に支給される期末手当の支給割合を改正するものでございます。

この改正により、再任用職員以外の職員については、年間0.15か月分、期末手当が減ることとなります。

つまり、現行では期末手当は年間2.55か月分支給されておりますが、改正後は2.4か月分となります。

また、再任用職員については、年間0.1か月分、期末手当が減ることとなります。つまり、現行では期末手当は年間1.45か月分支給されておりますが、改正後は1.35か月分となります。

附則で、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第2条の規定につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第107号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番（田代哲郎君） 当町職員の現在のラスパイレス指数と、それから給与水準が県下町村の中でどの程度、何番目にあるのか、その点についてお答えをお願いします。
以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長（坂 詳吾君） それでは、田代議員の御質疑にお答えをいたします。
当町のラスパイレス指数でございますが、まだ確定ではございませんが、現時点では93.4となってございます。

また、県下におきましては、現時点で26位ということになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番（美濃良和君） おはようございます。

それでは、私も何点かお聞きしたいと思います。

今、田代議員のほうから、県下の順位ということについて質疑がございましたけれども、26位という答弁でありましたけれども、あと30市町村、27位以降の自治体の

名称をお願いしたいと思います。

それから、ここで再任用と正規職員についての提案があったわけでございますけれども、会計年度職員についてはどうであるのか、会計年度職員についての期末手当の回数、それからこの改正によってどうなるのかお聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

(総務課長 坂 詳吾君 登壇)

○総務課長（坂 詳吾君） それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

ラスパイレス指数でございますが、当町が現時点で暫定値ということで26位ということで答弁させていただきました。

27位以降ですが、これもあくまでも暫定値でございます。27位が湯浅町さん、28位が岩出市さん、29位がみなべ町さん、30位が高野町さんということで、今ところはそういうこととなってございます。

それから、会計年度任用職員につきましてですけれども、今回12月の期末手当が1.275から1.125へ改定ということで0.15か月分減額ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 暫定ですけれども、紀美野町より低いところの自治体は、今説明いただいたのは、湯浅、岩出と言われましたかね。

湯浅、岩出、みなべ、高野と、こういうことでしたか、ちょっと確認したいと思います。

それから、会計年度ですけれども、1.2から1.25と言われましたかね、ちょっとその辺、聞き取りにくかったんですけども、再度お願いしたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、坂君。

○総務課長（坂 詳吾君） 美濃良和議員の再質疑にお答えをいたします。

まず1点目です。ラスパイレス指数につきましては、先ほども申しましたとおり、議員おっしゃるとおりでございます。

27位が湯浅町、28位が岩出市、29位はみなべ町、30位が高野町ということで

ございます。

それから、会計年度任用職員につきましては12月期末で1.275から1.125へ減ということで、0.15か月の減ということとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）これで質疑を終わります。

これから、議案第107号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君）私は、反対の立場から討論を行いたいと思います。

今、景気が非常に悪いと、そのような状況になってきております。なかなか進んでいかんわけでございますけれども、職員というのは、一般職員の方々については、若い方が多いかというふうに思います。実際、子育てとかそういうようなところでお金もたくさん要るというふうなところの方がここにあるかというふうに思います。

それに加えて、会計年度の職員の皆さん方については、同一労働、同一条件というふうに国のほうで言われましたけれども実際に差があります。

今、説明がありましたように期末手当も1回と、こういうふうなところであるわけでございまして、そういうふうな方々が改正によって期末手当が減るということについては、やはり生活に大きな影響が出てくる。

また、町におられる方々、町民の皆さん方の景気ということについても、やはり職も含めて、金を持つ人が少なくなればなるほど金を使ってもらえない。ということは景気がよくならないということにつながるというふうに思います。

そういうことで、今、大変町の状況も苦しいわけでございますけれども、それであればあるほど、この町に勤める方々の、しかも若い方々についての生活を応援する意味でも、私はこの給与条例の改正、これに反対いたします。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（伊都堅仁君）賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）ほかに反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君）これで討論を終わります。

これから、議案第107号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（伊都堅仁君）起立少数です。

したがって、議案第107号は否決されました。

◎日程第26 議案第112号 工事請負契約の締結について

○議長（伊都堅仁君）日程第26、議案第112号、工事請負契約の締結について議題とします。

説明を求めます。企画管財課長、中前君。

（企画管財課長 中前貴康君 登壇）

○企画管財課長（中前貴康君）私のほうから、議案第112号について説明させていただきます。

議案書の42ページをお開きください。

併せて、議案説明資料の1ページ、2ページも御覧ください。

議案第112号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出 紀美野町長 小川裕康

契約の内容でございます。

契約の目的は、令和3年度町民会館解体撤去工事でございます。

契約方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は、4,587万円でございます。

契約の相手方は、和歌山県海草郡紀美野町田187番地1、株式会社中谷組代表取締役中谷仁紀でございます。

この工事につきましては、老朽化が激しい町民会館の解体撤去工事を実施するものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第112号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(企画管財課長 中前貴康君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番（美濃良和君） この工事でございますけれども、入札に関しまして棄権及び辞退が結構あるかというふうに思います。その理由などについては、どうであるのかお聞きしたいと思います。

それから、調査基準価格よりも応札された金額が低いということで、当然、委員会を持たれたというふうなことだと思いますけれども、それについての話はどういうふうになつておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

(企画管財課長 中前貴康君 登壇)

○企画管財課長（中前貴康君） それでは、美濃議員の御質疑にお答えしたいと思ひます。

まず1点目、辞退及び棄権の理由でございます。

まず、辞退につきましては、自社都合である業者さん、それから工期内の完了が困難、それから技術者の配置が困難という理由での辞退という形になってございます。

また、1社棄権がございますが、この業者さんは入札のほうに役場までは来られたんですけども、役場へ来てからちょっと体調崩して腹痛によりまして、ちょっとトイレに行っていて開札時間に間に合わなかつたということで棄権という形になってございまます。

続きまして、委員会につきましては、まず低入札調査基準価格を下回りましたので、低入札価格の調査報告をまず11月11日に業者から提出を受けまして、11月の15日に担当課である企画管財課において、業者のヒアリングを実施しました。

それで適正な施工ができるかどうかを確認、ヒアリングした上で、11月の18日に低入札価格調査委員会にヒアリングの結果を報告して、今回提出させていただいているということになってございます。

以上、御理解賜りますようお願いいたします。

(企画管財課長 中前貴康君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 落札率が68.86%と相当低い数字になっておりますね。

そこで、今ヒアリングをして、落札業者から工事ができる旨についてのことを聞いた上で報告されたということでございますけれども、それはどういうふうに、その辺のところの内容はどうであったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

○企画管財課長（中前貴康君） 美濃議員の再質疑にお答えしたいと思います。

まず入札を行いまして、当初の設計書の各項目において単価がかなり低くなっているところをまず各業者さんに気になるところを確認とってございます。

主に安くなっているところにつきましては、一般管理費や現場管理費といったところの諸経費のところで安く抑えられているということが判明してございます。

これらにつきましては、過去の実績に基づきまして業者さんの企業努力によって、管理費が安く抑えられているために、トータル的に安価になったということになってございます。それで調査した上で、工事・施工等には問題ないと判断してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 十分にそういうふうな調査を行ったことだというふうに思いますけれども、最近工事が少ないということで、全国的に低入札価格ということで、低ければよいという考え方間違っているんじゃないかということになっております。

今、いろいろと聞いた上で、これで工事ができるということでございますけれども、もう一度お聞きいたしますけれども、業者に対して余りに負担ということにはならないのか、それについては、もう一度お聞きしておきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

○企画管財課長（中前貴康君） 業者への負担にはならないのかという再々質疑に

お答えさせていただきます。

こちらの安くなった要因は、先ほど申し上げましたように、諸経費において、決算等、過去の実績に基づいて、この工事であればこれぐらいでできるということでお伺いしておりますので、負担をかけているということにはならないと考えてございます。

また、解体の撤去工事ということで、ちょうど業者さんのほうが、仕事が今空いている状態でさらに安くできたということではお伺いしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君）ほかに質疑はありませんか。

2番、廣瀬隆一君。

（2番 廣瀬隆一君 登壇）

○2番（廣瀬隆一君）それでは、ちょっと何点か質疑をさせていただきます。

まず初めに、先ほどちょっと別の件で設計図書というような言葉が出たかと思うんですけども、まずこの入札に際して、まず見積もり用の資料としてどのぐらいの中身というか、資料が提示されているのかということと、入札される業者さんの現場の確認ということはなされているのかということについてまずお聞きをします。

それと、今回予定価格、調査基準価格に比べるとはるかに低い金額が出ていまして、先ほども答弁の中でも結果的に妥当というのか、そういう結論に至ったわけなんですけれども、自分が思うには、妥当ということよりも、ぱっと見た感じでいくと、非常に高い予定価格と調査基準価格を設定がなされていると。これは見積もりの積算のシステムでそうなっているかと思うんですけども、やっぱり税金を使って工事する以上は、いかに適正な工事を適正な金額でやれるかということが非常に大事だと思いますので、妥当という幅の問題はあるんですけども、もっと工事の請負金額を下げるという観点で、決め方というんですか、これら辺をもうちょっとどうにかならないのか、できるんであればもっと安い金額で最初から予定金額を決めることも可能ではないかというふうに思います。

それと、全体的な印象として、この入札をされた業者さんの価格を見ると、明らかに参加目的というような感じで、当然、予定価格で来る業者さん、取りに来る今回の落札された業者さんというふうに判断がぱっと分かれると。

だから、やっぱりちょっとこれら辺もやっぱりもっと業者のいろんな条件はあるかと思いますけれども、もっと入札にちょっとシビアになるべきではないかなというふうに

考えますので、ちょっとそこら辺も含めて、お答え願います。

以上です。

(2番 廣瀬隆一君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

(企画管財課長 中前貴康君 登壇)

○企画管財課長（中前貴康君） それでは、私のほうから、廣瀬議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず1点目、設計等の根拠のことについてなんですかとも、設計につきましては、設計会社さんに委託を行いまして、国等で示されている積算基準や資材や施工単価が掲載されている出版物を基にしまして積算を行い、それでないものにつきましては、見積もりを3社以上取って単価を設定してございます。

続きまして、業者さんが現場を見たかということにつきましては、指名競争入札通知書というものを各業者さんにお送りした際にも現場及び設計図書等を熟覧の上ということで現場を確認した上で入札に挑んでいただいているということで認識してございます。

なお、最安値で提示された株式会社中谷組さんのヒアリング時にも現場を確認したかということで取らせていただきましたところ、現場を確認したということで把握をしてございます。

続きまして、予定価格の設定や調査基準の設定につきましては、予定価格の設定につきましては、設計額の根拠と同じでございます。

それから、調査基準の設定につきましては、国の方の中央公共工事契約制度運用連絡協議会という工契連というモデルがございまして、その最新版の平成31年モデルに準拠いたしまして、それに基づいて調査基準価格の設定をしてございますので御理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中前貴康君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 2番、廣瀬隆一君。

○2番（廣瀬隆一君） それでは、今御答弁いただいたんですけれども、現場のほうは確認をされたという言葉でしたけれども、現場を確認したという意味は、いわゆる外観を確認したことですよね。だから、中を見たというお話は一切ありませんでしたので、最近はもう多分ないと思いますけれども、アスベストやなんかはどのぐらい

どこに入っているかとかいうチェックは、当初の提出された設計図書に提示されていれば別に問題ないんですけども、そういう意味も含めて建物の中を確認はされてないですね。それをもう一回、お答え願います。

それと、調査基準価格、基本的にもう国の設定によってやられているわけですけれども、ちょっとこれはもう分からないので直接聞きますけれども、調査基準価格の設計のやり方というのは、当然ほかのことも含めてやられているわけなんですかけども、今回みたいにこれで明らかにこんな金額ができるということであれば、この金額自体を出した算出から下げるということはもう絶対できないのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。お願ひします。

○議長（伊都堅仁君） 企画管財課長、中前君。

○企画管財課長（中前貴康君） まず、業者さんの現場確認につきましては、議員おっしゃられているとおり、外観での現場確認となってございます。

今、言葉に出ておりましたアスベストの関係につきましては、図面及び設計図書のほうには明示させていただいてございます。

続きまして、調査基準価格を現実に合わせてもっと価格を下げることはできないのかということになるんですけども、現在の町の実施要領等において、その基準に合わせてやってございますので、実際に合わせて変更するということはできないということに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから、議案第112号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第112号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日12月1日から12月6日までの6日間、議案精読のため休会とし、12月7日午前9時から会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

散会

本日は、これをもって散会いたします。

(午前11時17分)